

青森県報

号外第三十二号

平成二十四年
五月十八日
(金曜日)

目 次

人事委員会

- 人事委員会規則六 一八(公益的法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則……………(職員課) ……
- 人事委員会規則一四 〇(県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則……………(同) ……

人事委員会

人事委員会規則六 一八(公益的法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年五月十八日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則六 一八(公益的法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則

人事委員会規則六 一八(公益的法人等への職員の派遣等)の一部を次のように改正する。

別表第一中「社団法人地方税電子化協議会」を「一般社団法人地方税電子化協議会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則一四 (県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年五月十八日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則一四 〇(県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則

人事委員会規則一四 〇(県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

一 本庁

機 関		職	
議事事務局	一 事務局次長	課長	
	二 事務局次長		
	三 各課共通		
	四 総務課	イ 総括主幹(議事事務局の人事又は服務(以下「人事事務等」という。)を担当するものに限る。)	
		ロ 主幹(議長又は副議長の秘書に関する事務を担当するものに限る。)	
		ハ 主査(ロの事務を担当するものに限る。)	
知事部局	一 各部局共通	イ 部長	
		ロ 局長	
		ハ 理事	
		ニ 次長	
		ホ 参事	
二 総務部			行政改革・危機管理監

三 企画政策部	新幹線・並行在来線調整監
四 健康福祉部	イ 医師確保対策監 ロ 保健医療政策推進監
五 各課等共通	イ 課長 ロ 室長 ハ チームリーダー ニ 課長代理（部若しくは局の組織若しくは人事に関する事務又は課の人事事務等を主として担当するものに限る。） ホ グループマネージャー（課の人事事務等を主として担当するものに限る。） ヘ 総括主幹（部の組織又は人事に関する事務を担当するものに限る。）
六 財政課	イ 課長代理 ロ 総括財政主幹 ハ 財政主幹
七 秘書課	イ 総括主幹 ロ 知事秘書 ハ 副知事秘書
八 人事課	イ 課長代理 ロ グループマネージャー（行政組織、任免分限、懲戒、給与制度又は福利厚生に関する事務を担当するものに限る。） ハ 主幹（ロの事務（福利厚生に関する事務を除く。二において同じ。）を担当するものに限る。） ニ 主査（ロの事務を担当するものに限る。）
九 総務学事課	イ 課長代理 ロ グループマネージャー（法令審査に関する事務を担当するものに限る。） ハ 主幹（ロの事務を担当するものに限る。）

出納局	十 財産管理課	ニ 主査（ロの事務を担当するものに限る。） イ グループマネージャー（青森県庁舎管理規則（昭和四十二年四月青森県規則第十一号）に関する事務を担当するものに限る。） ロ 総括主幹（イの事務を担当するものに限る。） ハ 主幹（イの事務を担当するものに限る。） ニ 主査（イの事務を担当するものに限る。） ホ 守衛長
	十一 行政経営推進室	イ 副参事 ロ 総括主幹
教育庁	十二 水産振興課	船長
	一 会計管理者	一 二次長 ニ 参事 三 各課共通 イ 課長 ロ グループマネージャー（課の人事事務等を主として担当するものに限る。）
教育庁	四 各課共通	イ 課長 ロ グループマネージャー（課の人事事務等を主として担当するものに限る。）
	五 会計管理課	課長代理
教育庁	一 教育長	
	二 教育次長	
教育庁	三 参事	
	四 各課共通	イ 課長 ロ グループマネージャー（課の人事事務等を主として担当するものに限る。）
教育庁	五 職員福利課	イ グループマネージャー（組織、任免、分限、懲戒又は給与制度に関する事務を担当するものに限る。） ロ 総括主幹（イの事務を担当するものに限る。）

事務局	人事委員会	選挙管理委員会事務局	六 学校教育課	八 主幹（イの事務を担当するものに限る。） 二 主査（イの事務を担当するものに限る。）	
	事務局長	事務局長	イ 課長代理 ロ 室長 ハ 総括主任指導主事（学校の管理運営の指導に関する事務を担当するものに限る。） ニ 主任指導主事（ハの事務を担当するものに限る。） ホ 指導主事（ハの事務を担当するものに限る。） ヘ 総括主幹（任免に関する事務を担当するものに限る。） ト 主幹（ヘの事務を担当するものに限る。） チ 主査（ヘの事務を担当するものに限る。）		
	事務局長	次長	七 教職員課	イ 課長代理 ロ グループマネージャー（任免、分限又は懲戒に関する事務を担当するものに限る。） ハ 総括主任指導主事（前号ハの事務を担当するものに限る。） ニ 主任指導主事（前号ハの事務を担当するものに限る。） ホ 指導主事（前号ハの事務を担当するものに限る。） ヘ 総括主幹（ロの事務を担当するものに限る。） ト 主幹（ロの事務を担当するものに限る。） チ 主査（ロの事務を担当するものに限る。）	

機 関	職	二 出先機関	備考	三 グループマネージャー
			一 この表中「知事部局」とは、青森県行政組織規則（昭和三十六年二月青森県規則第十八号）第七条から第八条までに規定する機関及び同規則第六条第三項の規定に基づき設置された機関をいう。 二 この表中「出納局」とは、青森県行政組織規則第九条に規定する機関をいう。 三 この表中「教育庁」とは、青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則（昭和三十二年四月青森県教育委員会規則第六号）第三条に規定する機関をいう。 四 この表中「選挙管理委員会事務局」とは、青森県選挙管理委員会規程（昭和二十八年三月青森県選挙管理委員会告示第七号）第十五条に規定する機関をいう。 五 この表中「海区漁業調整委員会事務局」とは、青森県海区漁業調整委員会規程（昭和三十九年七月 青森県東部海区漁業調整委員会 青森県西部海区漁業調整委員会 公示第一号）第十六条に規定する機関をいう。	四 総括主幹 五 主幹 六 主査（庶務事務を主として担当するものを除く。）
			監査委員事務局 一 事務局長 二 各課共通 課長	
			労働委員会事務局 一 事務局長 二 次長 三 課長	
			海区漁業調整委員会事務局 事務局長	

環境保健センター	消防学校	県外事務所	地域県民局																		
			一 局長	二 各部共通 部長	三 地域連携 部 イ 管理室長 ロ 環境管理事務所長	四 県税部 イ 次長 ロ 庶務担当課長等	五 地域健康 福祉部 イ 各総室共通 総室長 ロ 保健総室 (1) 次長 (2) 庶務担当 課長等	八 福祉総室 次長	二 福祉ごとも 次長	イ 次長	ロ 庶務担当課長等	ハ 家畜保健衛生所長	ニ 水産業改良普及所長	ホ 水産事務所長	ヘ 漁港漁場整備事務所長	イ 次長	ロ 庶務担当課長等	ハ タム建設所長	ニ 港管理所長	ホ タム管理所長	ヘ 道路河川事業所長
一 所長	二 次長	一 所長	二 次長	一 所長	二 次長	一 所長	二 次長	一 所長	二 次長	一 所長	二 次長	一 所長	二 次長	一 所長	二 次長	一 所長	二 次長	一 所長	二 次長	一 所長	二 次長

美術館	空港管理事務所	営農大学校	病害虫防除所	障害者職業訓練校	工科学院	高等技術専門学校	県外情報センター	精神保健福祉センター	さわらび医療療育センター	あすなる医療療育センター	障害者相談センター	子ども自立センターみらい	女性相談所	食肉衛生検査所	動物愛護センター	原子力センター	三 庶務担当課長等				
一 事務局長	二 次長	一 校長	二 教頭	一 校長	二 副学院長	一 学院長	二 教頭	一 校長	二 次長	一 所長	二 次長	一 所長	二 庶務担当課長等	所長	二 次長	一 所長	二 次長	所長	二 次長	一 所長	二 次長

郷土館	総合社会教育センター	少年自然の家	図書館	総合学校教育センター	中学校	盲学校、聾学校、養護学校	高等学校	埋蔵文化財調査センター	教育事務所	
一 館長 二 副館長 三 総務課長	一 所長 二 副所長	所長	一 館長 二 副館長	一 所長 二 副所長 三 総務課長	一 校長 二 教頭 三 事務長	一 校長 二 教頭 三 事務長	一 校長 二 教頭 三 事務長 四 船長	一 所長 二 次長 三 庶務担当グループマネージャー	一 所長 二 次長 三 総務課長	二 庶務担当課長等

備考

一 この表中上欄に掲げる機関は、青森県行政組織規則第二十八条に規定する

機関及び次に掲げる機関をいう。

イ 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則第十一条及び第十二条の

二に規定する機関

ロ 青森県立学校設置条例（昭和三十九年四月青森県条例第五十三号）に規

定する機関

ハ 青森県総合学校教育センター条例（平成十年三月青森県条例第四号）第

一条に規定する機関

ニ 青森県立図書館条例（昭和二十六年十一月青森県条例第七十五号）第

一条に規定する機関

ホ 青森県立少年自然の家条例（昭和四十六年七月青森県条例第二十九号）

第一条に規定する機関

ヘ 青森県総合社会教育センター条例（平成元年三月青森県条例第五号）第

一条に規定する機関

ト 青森県立郷土館条例（昭和四十八年三月青森県条例第四号）第一条に規

定する機関

二 この表中「庶務担当課長等」とは、青森県行政組織規則第三十一条第五項

又は第二百二十五条第一項の規定に基づき設置された庶務担当の内部組織の長

をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭